

日田市省エネ家電購入費補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰の影響を受けている家庭の電気料金の負担軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量削減を促進するため、市内の住宅に省エネ性能の高い家電製品に買換えた市民に対し予算の範囲内で、日田市省エネ家電購入費補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、日田市補助金等交付規則（平成9年8月1日日田市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「省エネ家電」とは、次の各号に掲げる機器をいう。

- (1) 日本産業規格 C9001 に基づく省エネルギーラベルの目標年度が2027年度で、省エネ基準達成率が100パーセント以上のエアコン。
- (2) 日本産業規格 C9001 に基づく省エネルギーラベルの目標年度が2021年度で、省エネ基準達成率が100パーセント以上の電気冷蔵庫。

2 この要綱において「買換え」とは、自らが居住する本市の区域内に存する住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が、延べ床面積の2分の1以上のものに限る。以下「対象住宅」という。）に現に設置されているエアコン又は電気冷蔵庫のうち、いずれかの機器1台と引き換えに同種の機器1台を設置するために購入日時点において新品の機器を購入し設置することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市税等を滞納していない者とする。

- (1) 補助金の申請の時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 申請者または申請者と同一の世帯に住所を有する者が、この要綱の規定に基づく補助金の交付の決定を受けていないこと。
- (3) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助を受けて購入していないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市民が本補助金に係る予算が措置された日以降に、対象住宅に設置するため、市内の販売店等において省エネ家電の購入に要する費用のうち、当該機器の本体価格（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の交付)

第5条 交付する補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(その額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、次の各号に定める額を上限とする。

- (1) エアコン 上限 50,000 円
- (2) 電気冷蔵庫 上限 50,000 円

2 補助金の交付は、1世帯につき対象機器(エアコン、電気冷蔵庫)いずれか1台までとする。

(事前申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、日田市省エネ家電購入費補助事業補助金申込書(以下「補助金申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 補助金申込書は先着順により受け付けるものとし、受け付けた補助金申込書の合計額が予算の範囲を超えるときは、その受付を停止するものとする。なお補助金申込書についてはオンライン申請システム等にて受け付けるものとする。受付開始日については市長が別に定める日とする。

(事前承認)

第7条 市長は、前条の規定による補助金申込書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、日田市省エネ家電購入費補助事業補助金申込受理通知書(様式第1号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第8条 申請者は省エネ家電の設置が完了次第、速やかに日田市省エネ家電購入費補助事業補助金交付申請書兼請求書(様式第2号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写しであって、次に掲げる事項がすべて記載されているもの。ただし、当該書類に記載のない事項について、他の書類によって確認できる場合は、当該他の書類を併せて提出しなければならない。

- ア 購入日
- イ 購入した店舗名または事業所名
- ウ 購入製品名および型番
- エ 購入費用及びその内訳

- (2) 補助対象家電の製造者が発行した当該補助対象家電に係る保証書の写し
- (3) 買換えに伴う機器の処理に係る家電リサイクル券排出者控えの写し
- (4) 省エネ家電を買換えたことが確認できる設置後の写真
- (5) 市税の滞納のない証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付開始日は市長が別に定める日とする。

3 申請者から提出された書類は、返還しないものとする。

(交付決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、日田市省エネ家電購入費補助事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、前条の規定による通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、すでに交付した補助金があるときは、その全部または一部の返還を命ずることができる。

(補助機器の管理)

第12条 交付対象者は、最善の注意をもって当該補助を受けた機器を使用及び維持管理しなければならない。

2 交付対象者は、補助対象の目的に反して当該購入したエアコン又は電気冷蔵庫を通常の使用以外の目的で使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(調査及び指導)

第13条 市長は、交付対象者に対して、購入後の設置又は管理の状況について、調査及び指導を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。